

各務原市監査委員告示第6号

令和7年度工事監査の結果に基づき、市長から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和8年4月17日

各務原市監査委員 五島 浩 利

各務原市監査委員 榎 谷 清 美

各務原市監査委員 井戸田 直 人

監査の結果（指摘事項）	措置の内容
災害補償保険の期日が、令和8年1月1日までとなっていた。更新されているとのことであるが、控えを提出させること。	保険期間が令和8年1月1日から令和9年1月1日までとなっている第三者賠償補償制度加入証明書の写しを提出させた。
掲示物について、作業工程表、建設業許可票の記載項目、労災保険関係、施工体系図、「監理技術者」、「専任」など、正確であることを再確認すること。	建設業許可票の記載について、「監理技術者」、「専任」を正確に記載した。 労災保険関係成立票の記載について、今回監査対象の中屋保育所外壁等改修工事（建築）については正確に記載されていたが、関連工事のものは正確に記載されていなかった。正確に記載されるよう指導を行った。